

令和4年7月6日

青森県教育委員会第882回定例会

期 日 令和4年7月6日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 三本木農業高等学校肉牛舎での農業実習中
の事故に係る対応について …………… 1

3 議 案

- 議案第1号 青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について … 2

4 閉 会

報告第1号

三本木農業高等学校肉牛舎での農業実習中の事故に係る対応について

1 事故の概要

(1) 発生日時・場所

令和3年12月27日（月） 午前10時30分頃

三本木農業高等学校 肉牛舎内

(2) 発生状況

肉牛舎内での農業実習中に、生徒が負傷する事故が発生したものの。

(3) 被害生徒の怪我の状況

事故後直ちに救急搬送され、搬送先の病院で緊急手術を受けたが、現在も深刻な状態である。

(4) 事故の原因

現在も警察による捜査が続けられている。

2 県教育委員会の対応

- ・ 実習中の事故を防止できなかった学校の管理上の問題を解明し、再発防止を図るため、学識経験者等の外部専門家で構成する事故調査委員会を設置し、詳細調査を実施する。
- ・ 事故調査委員会設置要綱、委員の構成及びスケジュールは、県教委ホームページで公表。
- ・ 事故調査委員会の最終報告についても、県教委ホームページ上で公表する予定。

議案第1号

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について

青森県いじめ防止対策審議会委員の人事を次のとおり行う。

竹	中	孝
斉	藤	まなぶ
内	海	隆
関	谷	道夫
鳴	海	春輝
加	川	香寿美

青森県いじめ防止対策審議会委員を委嘱する

任期は令和4年7月30日から令和6年7月29日までとする

令和4年7月30日

青 森 県 教 育 委 員 会

参 考 資 料

第 8 8 2 回定例会（令和 4 年 7 月）

- 報告第 1 号
三本木農業高等学校肉牛舎での農業実習中の事故に係る対応について P 1 ~ P 3

- 議案第 1 号
青森県いじめ防止対策審議会委員の人事について P 4 ~ P 6

青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和3年12月27日に青森県立三本木農業高等学校肉牛舎内で発生した生徒の負傷事故（以下「生徒負傷事故」という。）の経過を正確に把握し、原因を分析することで事故の再発防止に資するため、青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 事故調査委員会は、生徒負傷事故に係る次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 事故の原因に関すること。
- (2) 事故の再発防止に関すること。
- (3) その他事故調査委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 事故調査委員会は、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者（危機管理） 1名
- (2) 学識経験者（和牛の生態） 1名
- (3) 学識経験者（和牛の飼育管理） 1名
- (4) 医師 1名
- (5) 弁護士 1名
- (6) P T Aの代表 1名
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 教育長は次の事項に該当すると認めたときは、委員を解嘱することができる。

- (1) 委員にふさわしくない非行があったとき。
- (2) 本人から解嘱の申出があったとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(委員長及び副委員長)

第5条 事故調査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

- 3 委員長は、事故調査委員会の会務を総理し、事故調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 事故調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 事故調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 事故調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 事故調査委員会の会議は、原則として非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 事故調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(情報の取扱い)

- 第8条 委員は、その職務に関して知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 委員は、生徒、保護者等のプライバシーを尊重しなければならない。

(成果の報告)

第9条 委員長は、事故調査委員会における調査検討結果について、教育長に対し報告しなければならない。

(庶務)

第10条 事故調査委員会の庶務は、スポーツ健康課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事故調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が事故調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

青森県立三本木農業高等学校事故調査委員会の設置について

1 委員の構成

分野	推薦依頼先	被推薦者
学識経験者 (危機管理)	青森中央学院大学	経営法学部 教授 大泉 常長 (おおいずみ つねなが)
学識経験者 (和牛の生態)	北里大学	獣医学部 准教授 鍋西 久 (なべにし ひさし)
学識経験者 (和牛の飼育管理)	独立行政法人 家畜改良センター奥羽牧場	業務課 種牛係長 遠藤 剛 (えんどう ごう)
医師	公益社団法人青森県医師会	ひでかず胃腸科内科 院長 鈴木 秀和 (すずき ひでかず)
弁護士	青森県弁護士会	小野・清水共同法律事務所 弁護士 清水 和秀 (しみず かずし)
P T Aの代表	青森県高等学校P T A連合会	青森東高等学校 P T A会長 藤 公晴 (とう きみはる)

2 スケジュール

第 1 回事故調査委員会 6月28日 (火)

- 委員会の開催は全 4 ～ 5 回を想定

[事故調査委員会の概要]

- ・ 詳細調査内容の検討 (関係者への聴き取り内容、現地調査の必要性の検討)
- ・ 詳細調査結果の確認・情報共有 (補充調査の必要性の検討)
- ・ 調査結果の整理と事実・背景の認定
- ・ 再発防止策、報告書案の検討

↓
再発防止策の取りまとめ、公表 (時期未定)

青森県いじめ防止対策審議会委員（案）

現 新

氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間	氏 名	所 属 等	専 門 等	委 嘱 期 間
沼田 徹	沼田法律事務所	弁護士	R2.7.30 ~ R4.7.29	竹中 孝	竹中法律事務所	弁護士	R4.7.30 ~ R6.7.29
田中 治	青森県立精神保健福祉センター所長	精神科医	R2.7.30 ~ R4.7.29	斉藤 まなぶ	弘前大学大学院保健学研究科 弘前大学医学部心理支援科学科 教授	精神科医	R4.7.30 ~ R6.7.29
内海 隆	青森公立大学特別教授	教 育	R2.7.30 ~ R4.7.29	再任			R4.7.30 ~ R6.7.29
関谷 道夫	青森県公認心理師・臨床心理士協会 顧問	臨床心理士	R2.7.30 ~ R4.7.29	再任			R4.7.30 ~ R6.7.29
鳴海 春輝	青森県社会福祉士会会長	社会福祉士	R2.7.30 ~ R4.7.29	再任			R4.7.30 ~ R6.7.29
加川 香寿美	青森県高等学校PTA連合会	保護者	R2.7.30 ~ R4.7.29	再任			R4.7.30 ~ R6.7.29

青森県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 7 日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第 69 号

青森県いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会に青森県いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、県立学校におけるいじめ防止対策推進法第 1 条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項、同法第 28 条第 1 項の規定による調査に関する事項その他同法第 2 条第 1 項に規定するいじめに関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6 人以内をもって組織し、その委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第 4 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を

もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年9月青森県条例第39号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年9月青森県条例第43号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略